

＜対策のポイント＞
農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策、機動的な防災減災対策等を支援します。

- ＜事業目標＞
- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）
 - 防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池における防災工事の完了率（83%以上）〔令和12年度まで〕
 - 防災対策を実施した地区の農業生産活動の維持と農業経営の安定化

＜事業の内容＞

1 きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、パイプライン化、水管理のICT活用等による水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保、農道（避難路等）の整備を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定、土地利用調整等を支援します。

2 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置※、農業水利施設の撤去、ため池の廃止（災害による被災を契機に廃止することとなった農業用ため池の堤体の開削など、二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）、渇水対策のポンプ設置、農道（避難路等）の整備等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備※等を支援します。

3 ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、ため池サポートセンター等が行う管理者への指導・助言等の活動を支援します。（ため池サポートセンター等への支援について、定率助成の上限額を引上げ。）

4 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

※既設の水位計等観測機器のシステムへの接続を含む。

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農用地区域、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

きめ細かな長寿命化対策

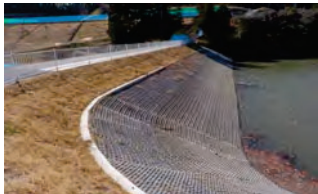


漏水防止のための整備

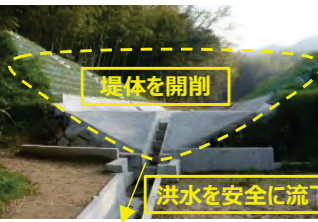


老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
防災課 (03-6744-2210)
設計課 (03-6744-2201)
地域整備課 (03-6744-2209)

<対策のポイント>
中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を推進します。

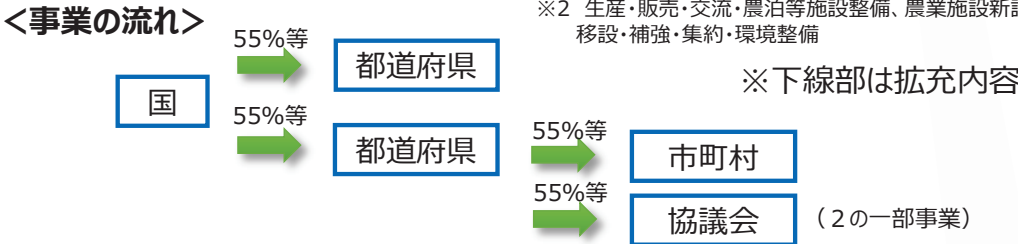
<事業目標>
中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けた取組の着実な推進

<事業の内容>

- 1. 農業生産基盤整備
 - 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
 - 国土保全のための農用地保全施設
 - 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等
- 2. 農村振興環境整備（1に付帯して実施）
 - 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
 - 高収益作物の導入に必要な農業施設
 - 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等
- 3. 農業構造転換集中対策費（1及び2に付帯して実施）
 - 農地の集積・集団化を前提として労働費削減割合に応じた対策費

【実施要件】

- 農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- 農業生産基盤※1 1 工種以上かつ全体で 2 工種以上
- 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上（生産・販売施設等※2と一体で整備する場合は 5 ha以上）
- 5 法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域



※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く
※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

<事業イメージ>



中山間地域農業農村総合整備事業（拡充）

～農業構造転換集中対策費創設、実施計画策定期間延長、営農飲雑用水施設整備の戸数要件の見直しにより、中山間地域の農業農村整備をきめ細やかに支援～

＜拡充① 農業構造転換集中対策費の創設＞

- 地形による制約等不利な生産条件を有する中山間地域等において、収益力の高い農業を行うためには、自然条件等の中山間地域等有する地域特性を活かした農業を推進するとともに、条件不利性を補正するための基盤整備等を促進することが必要
- ➡ 構造転換集中対策期間（令和7～11年度）において、農地の集積・集団化を前提として労働費削減割合に応じた「農業構造転換集中対策費」を創設し、中山間地域等の実情に応じた小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道の整備等、**きめ細かな基盤整備を促進する。**



リモコン草刈り機の導入のための
法面の緩傾斜化



水管理の省力化のための
自動給水栓の設置

【農業構造転換集中対策費の補助率と要件】

補助率		定額 (事業費の1%)	定額 (事業費の2%)
要件	労働費削減率	20%	40%
	集積率・ 集団化率	85%以上・80%以上	

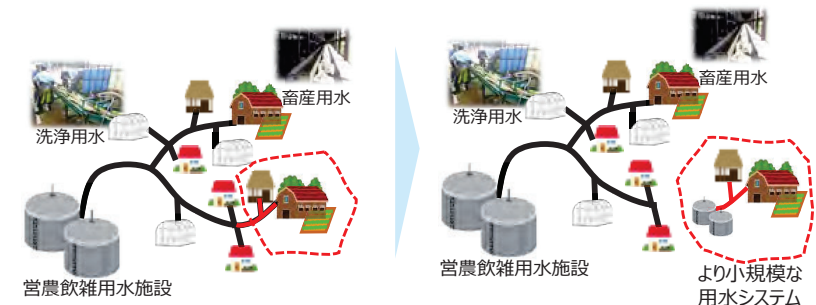
＜拡充② 実施計画策定期間の延長＞

- 高齢化・人口減少が顕著に進行する中山間地域においては、事業実施にあたり必要となる調整（農地の集積・集約、営農計画の検討、担い手の確保、所有者不明土地や相続未登記土地の処理等）が多岐にわたることから、きめ細やかな調整が容易となるよう、実施計画等策定事業の実施期間を十分に確保する必要

- ➡ **実施計画策定事業の期間**
を現行 1 年以内から **2 年以内**に延長する。

＜拡充③ 営農飲雑用水施設整備の戸数要件の見直し＞

- 令和6年能登半島地震において、中山間地域等の農業集落が被災した際に水道施設等の生活インフラの復旧が長期間に及んだこと等を踏まえ、持続的な営農のための取組をよりの確に実施していく必要
- ➡ 営農飲雑用水施設の更新に際して、災害時の早期機能確保も期待される、**より小規模な用水システムを導入する場合において、戸数要件を現行の「10戸以上、末端2戸以上」から「末端2戸以上」のみとする。** 54 -



より小規模な用水システムの活用により、よりきめ細やかな整備（更新）が可能に

＜対策のポイント＞

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

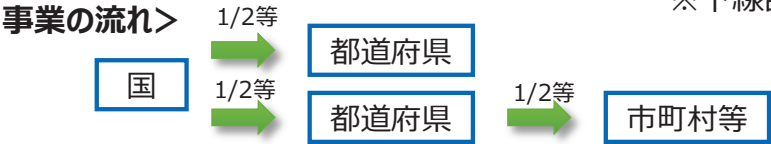
＜事業目標＞

- 最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手（10割）
- 個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手（10割）

＜事業の内容＞

- 1. 農業集落排水施設整備事業
農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。
- 2. 農道・集落道整備事業
農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。
(河川工事等による補償で造成された農道橋等も対象施設になることを明確化するとともに、共同利用施設の再編集約・合理化を行う地区における農道の高度化について事業費要件を800万円以上に見直します。)
- 3. 営農飲雑用水施設整備事業
営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。
- 4. 地域資源利活用施設整備事業
農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。
- 5. 集落防災安全施設整備事業
災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

※下線部は拡充内容



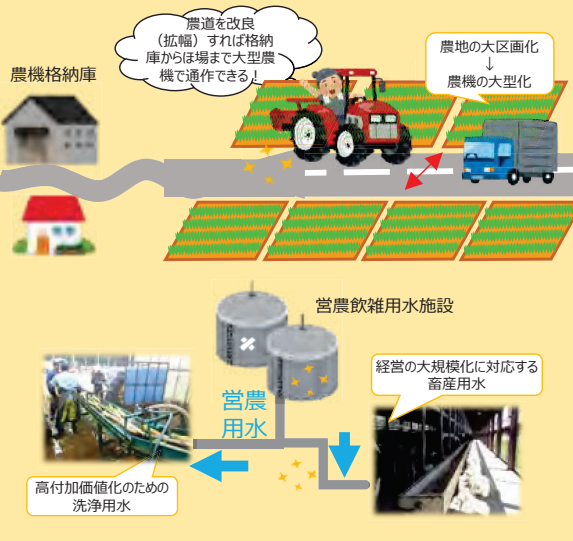
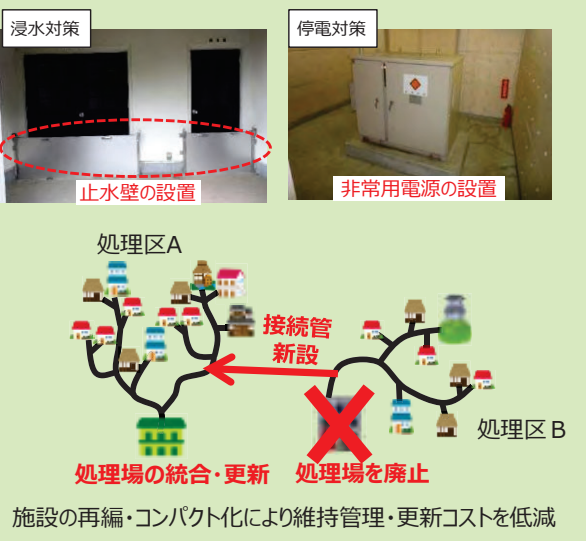
＜事業イメージ＞

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



農村インフラの強靱化
重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等

農村インフラの高度化
生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



畑作等促進整備事業

令和 8 年度予算概算要求額 2,603百万円（前年度 2,200百万円）

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備、農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（100%を維持）

<事業の内容>

1 ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備、区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化等**の基盤整備を支援します。

2 ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植、作付転換等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

<事業イメージ>

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



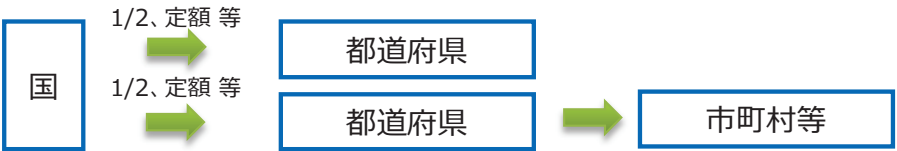
野菜・果樹への転換



【実施区域】 農用地区域（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数 2 者以上、
工事期間原則 5 年以内 等

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

農業者が減少する中、生産性の向上、生産コストの低減に向け、**農業水利施設等の管理の省力化・高度化**や**スマート農業の実装**を推進するとともに、**地域活性化を促進**するため、農村地域における**情報通信環境の整備**を支援します。

＜事業目標＞

農業水利施設等の管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（10地区）

＜事業の内容＞

1. 計画策定事業

- ① 計画策定支援事業
情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。また、情報通信分野の知見を持つ人材を育成する取組を支援します。
- ② 計画策定促進事業
事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

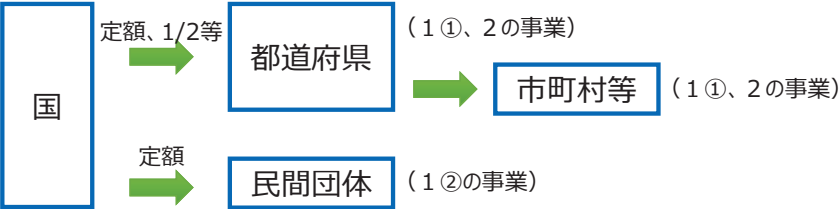
2. 施設整備事業

- ① 農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。
- ② ①の情報通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備を支援します。

【実施要件】

- ・事業実施計画を策定していること（1、2の事業）
- ・総事業費200万円以上 等（2の事業）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

事業イメージの図解。農業用ダム、ため池、農業用無線LAN、農機の自動操舵、選果場、ハウス環境計測、農業集落排水、自動給水栓、排水機場、居住エリア、事務所から施設を監視・制御、既設光ファイバ、自宅から農地を監視、マルチセンサー（気温、湿度等）、ドローン、鳥獣害センサー、水位センサー、監視カメラ、RTK-GNSS基準局、無線基地局、光ファイバ、情報通信施設。図解は、農業用ダム、ため池、農業用無線LAN、農機の自動操舵、選果場、ハウス環境計測、農業集落排水、自動給水栓、排水機場、居住エリア、事務所から施設を監視・制御、既設光ファイバ、自宅から農地を監視、マルチセンサー（気温、湿度等）、ドローン、鳥獣害センサー、水位センサー、監視カメラ、RTK-GNSS基準局、無線基地局、光ファイバ、情報通信施設を示しています。

（情報通信施設の活用例）

- 無線基地局。地域の取組内容に応じた適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi、ローカル5G等）を選定。
- 農業水利施設等の管理の省力化・高度化に関する利用
- スマート農業の実装に関する利用
- 地域活性化に関する利用

— 事業活用事例（A地区） —

○ 計画策定支援事業を活用し、地域一体となって事業を推進する取組体制を構築。

○ 国営事業によるほ場整備と併せて、無線基地局を整備し、農機の自動操舵のためのRTK-GNSS基準局、自動給水栓等を導入予定。

直轄地すべり対策事業＜公共＞

令和8年度予算概算要求額 500百万円（前年度 720百万円）

＜対策のポイント＞

農地・農業用施設や人家、公共施設などを地すべりから守り、国土の保全や安全で快適な生活環境の実現に貢献するため、地すべり防止区域内の**地すべり防止工事を推進**します。

＜事業目標＞

防災対策を実施した地区の農業生産活動の維持と農業経営の安定化

＜事業の内容＞

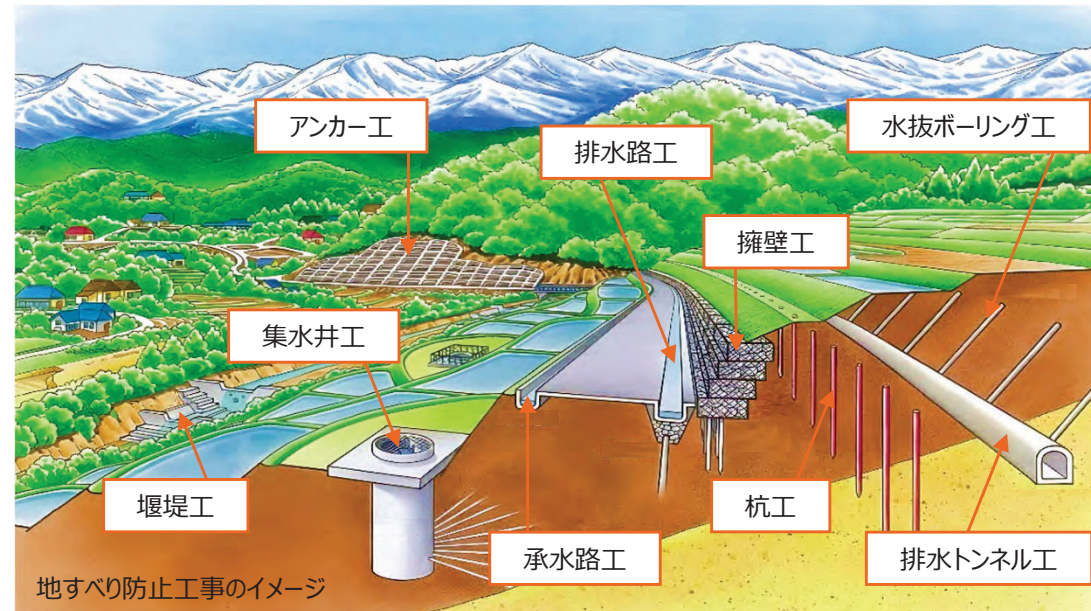
＜事業イメージ＞

地すべりによる被害を除去・軽減するため、地表水・地下水の排除、土留工、侵食防止工等の**地すべり防止工事を実施**します。

【実施要件】

- ・ 規模が著しく大きいもの（おおむね50億円以上）
- ・ 高度の技術を必要とするもの
- ・ 高度の機械力を使用して実施する必要があるもの
- ・ 都道府県の区域の境界にかかるもの

※ 地すべりとは、急傾斜地の崩壊とは異なり、地下水等に起因して土地の一部がずべる現象のこと。



＜事業実施主体＞

国（国費率：2/3）



農地の集約化等の取組の加速化のうち
農地中間管理機構の機能強化と担い手への農地の集約化の推進

令和 8 年度予算概算要求額 16,065百万円（前年度 4,276百万円）

＜対策のポイント＞

地域計画の早期実現に向けた、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借及び農作業受委託を進めることで、**農地バンクを活用した農地の集約化等の取組**を支援するとともに、農業者の大幅な減少や受け手不在農地の発生など地域計画の策定により顕在化した課題に対応するため、**農地バンクによる大規模経営体への集約化や新たな担い手を誘致**するための取組を支援します。

＜政策目標＞

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 農地中間管理機構事業

7,973百万円（前年度 4,276百万円）

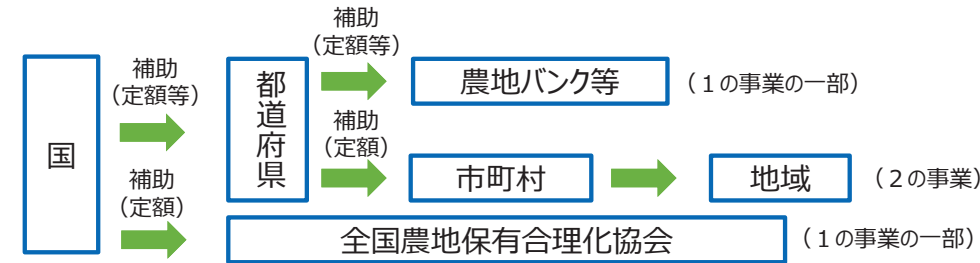
農地バンクがリタイアする農業者の農地を積極的に借り入れ、受け手が確保されるまでの間の保全管理及びきめ細やかな現場活動を行う**農地相談員の配置等**による**事業推進**など農地バンク事業の実施に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う**遊休農地の解消**や**畦畔除去**の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する**利子助成**を行います。

2. 農地集約化促進事業

8,091百万円（前年度 - ）

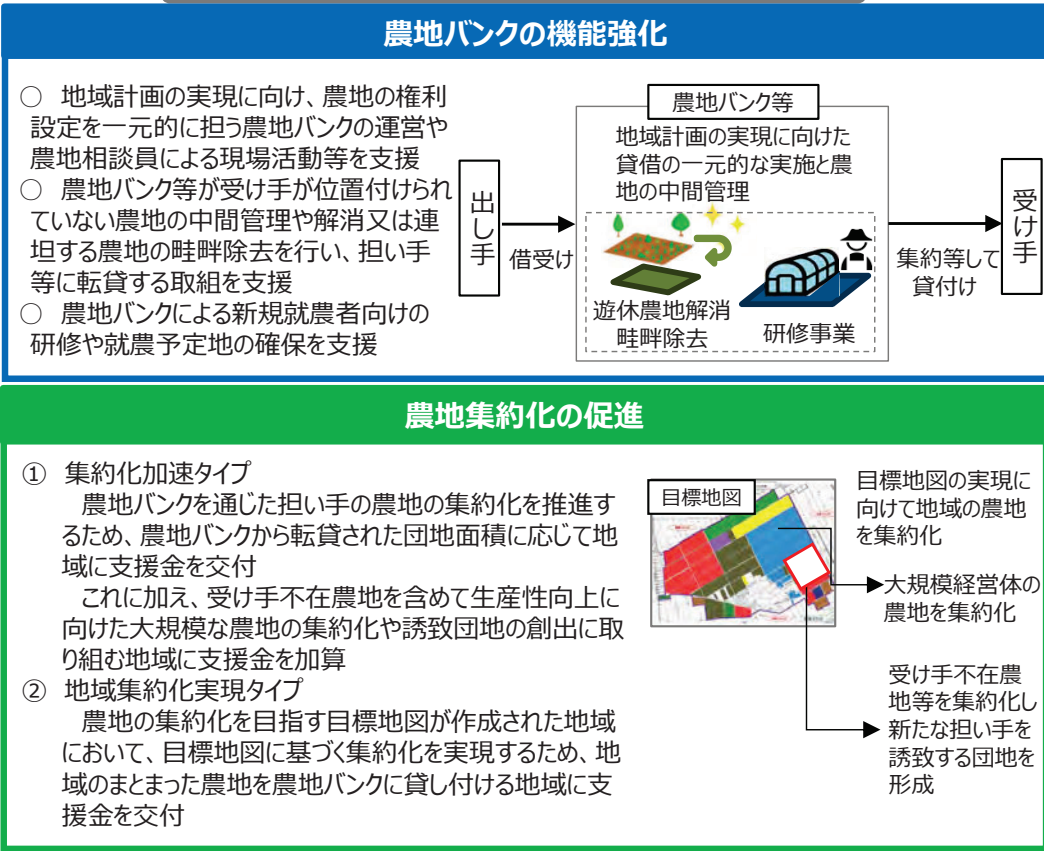
地域計画の実現に向け、**農地バンクを通じた貸借・農作業受委託**により、**農地の集約化等**に取り組む地域を支援します。また、生産コストの低減を実現するため、生産性向上に向けた**大規模な農地の集約化等**の取組を支援します。更に**地域計画**において受け手が位置付けられていない農地等を活用して**新たな担い手を誘致する団地の創出**に取り組む地域を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農地バンクによる農地の集約化等（イメージ）



<対策のポイント>
豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、能登半島の複合災害等の教訓を踏まえて短期間により多くの箇所で安全性を向上させる応急対策を強化するとともに、施工性の高い工種・工法の導入促進など、効率的かつ効果的な国土強靱化に向けた取組を推進します。

<事業目標>
周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約58.1千集落〔令和 5 年度〕→約60.5千集落〔令和10年度〕）

<事業の内容>

1. 能登半島の複合災害等の教訓を踏まえた治山対策の強化

① 複合災害に備え短期間により多くの箇所で安全性向上を図るため、**流木の発生源調査**や、**激甚災害被災地での危険箇所調査**に基づく**応急対策**を支援します。

② 土砂流出の懸念がある山火事跡地において、ワイヤーネット等の**簡易的な構造物の設置**による**応急対策**や**森林土壌調査**を支援します。

③ 海岸防災林における**津波被害軽減機能の発揮等**に向けた**適切な密度管理**や**津波浸水想定区域における避難経路等の危険木除去**を支援します。

2. 効率的かつ効果的な国土強靱化に向けた取組の推進

① 「選ばれる森林土木」となるよう、治山工事におけるプレキャスト等の**施工性の高い工種・工法の導入**を促進します。

② 第 1 次国土強靱化実施中期計画で掲げる治山対策の効果を早期に発現させるため、**施設の新設と併せた既存施設の機能強化・長寿命化対策**を推進します。

③ 効果的な森林病虫獣害対策を推進するため、**地域で森林保全対策を実施する関係機関等と連携した治山対策**を促進します。

※ このほか、地すべり防止施設が被災した場合の**緊急的な二次災害防止対策**を**治山施設災害復旧事業の対象**に追加します。

<事業の流れ>

国

1/2等

都道府県

※ 国有林、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等においては、直轄で実施

<事業イメージ>

○能登半島の複合災害等の教訓を踏まえた治山対策の強化

激甚災害被災地での危険箇所調査

簡易な構造物による応急対策

山火事跡地における森林土壌調査を踏まえた治山ダムを設置

海岸防災林の適切な密度管理

○効率的かつ効果的な国土強靱化に向けた取組の推進

機能強化・長寿命化対策

既存施設を有効活用した治山対策

施工性の高い工種・工法の導入促進

地域一体となった森林保全

被災した地すべり防止施設での二次災害防止対策

- 60 -

【お問い合わせ先】 林野庁治山課（03-6744-2308）

<対策のポイント>

森業の振興などを通じた山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、事業体による経営管理がされにくい、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援します。

※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、アイデアと技術を活かして、地域の森林資源から林業収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

<事業目標>

5年以上継続的に活動している活動組織の割合（70%〔令和11年度〕）

<事業の内容>

里山林活性化による多面的機能発揮対策

森業の振興などによる山村集落の維持・活性化や、森林の多面的機能の発揮に向けて、林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備を促進するため、

① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援

② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援

③ 「半林半X」等を含め、点在する森林資源（針葉樹、広葉樹）を本格活用する取組の支援

④ 活動組織の活動成果の評価検証等を実施します。

<事業の流れ>

国

定額,1/2,1/3以内

委託

地域協議会

活動組織

(①②③の事業)

民間団体

(④の事業)

<事業イメージ>

確保

育成

実践

➤ 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催

➤ 里山林の整備・活用の実践に取り組む活動組織に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施

➤ 活動組織が行う里山林の整備・活用の実践支援

地域活動型

複業実践型

地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最大12.0万円/ha

地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

半林半X等により本格的に針葉樹を活用する活動への支援

最大19.1万円/ha

半林半X等により本格的に広葉樹を活用する活動への支援

最大24.1万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、地域外関係者の受入環境整備・調整等への支援、アドバイザーの派遣等による活動サポート



- 自然景観など広域で一体の景観を求められるケースでは、市町村域を超えて複数の景観行政団体の景観行政に連携が求められる場合があり、当該景観の保全には、都道府県が広域的な方針（計画）等を策定し、これを踏まえて各景観行政団体が景観計画を策定することが効果的である。
- 自治体規模が小さくなるほど、景観計画の策定率が減少するため、小規模自治体においても景観施策が推進されるような仕組みを構築する必要がある。
- 以上を踏まえ、都道府県が策定する方針（計画）等に基づく、景観計画の新規策定・改定をする市区町村を事業主体に新たに追加することと、地域資源の保全・活用による、地域の個性を確立する持続可能な地方都市の再生を推進していく。

補助対象

- （１）景観計画策定・改定に要する経費*1
- （２）景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- （３）重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

※ 1. 改定は重点地区の指定及び追加を伴うものに限る

事業主体

- a.景観に関連のある計画等*2を定めている市区町村
- b.立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村
- c.都道府県が策定する広域的な景観基本方針等を踏まえ、景観計画の策定・改定に取り組む市区町村

補助率

- 上記（１）、（２） a.かつb.の場合 1/2
b.かつc.の場合 1/2
a.の場合 1/3
c.の場合 1/3
- 上記（３） a.の場合 1/3

※2景観に関連のある計画等

- ①古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ②歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ③文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観
- ④観光圏整備法に基づく観光圏整備計画

- ⑤棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ⑥「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ⑦都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域
- ⑧景観法に基づく景観計画

地すべり対策事業

■予算

令和8年度概算要求：治山治水●●百万円[省全体]の内数

※上記予算額はデジタル庁一括計上分を含まない
※省全体予算が解禁となるまで記載不可
地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第10条、第28条

■制度

目 的	事業内容
地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除却し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	地すべり防止区域において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設、改良し、その他地すべり等を防止するために国土交通大臣が実施する地すべり防止工事である。

採択基準等

国土保全上特に重要な流域であって、次の各号の一に該当するもの

1. その流域が2府県以上にまたがるもの
2. その流域が1府県にとどまるものであっても、地すべりによる荒廃の程度が激甚で、下流に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 地すべり防止工事の規模が著しく大であるもの
4. 地すべり防止工事が高度の技術又は機械力を必要とするもの

沿 革

・昭和36年度より実施

国庫負担率	
2/3	溪流にかかる分
1/2	その他の分

凡例

- 地すべりブロック
- 国道418号
- JR飯田線



●地すべりブロック上に村の主要施設、重要交通網が集中する長野県天龍村平岡地区（天龍川中流地区地すべり対策事業）

地すべり対策事業

■予算

令和8年度概算要求：社会資本総合整備●●百万円[省全体]の内数

※省全体予算が解禁となるまで記載不可

地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第7条、第29条、第41条、第45条

■制度

目 的	事業内容
地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業である。

採択基準等

(地すべり)

地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、総事業費が1億円以上のもののうち次のいずれかの要件に該当し、かつ、原則として、当該地すべり防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの
2. 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの
又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
4. 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
5. 貯水量30,000m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
6. 人家10戸(市街化区域に存するもののうち指定市に係る地すべり防止工事にあっては人家20戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
7. 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

(ぼた山)

地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、総事業費が1億円以上のもののうち次のいずれかの要件に該当し、かつ、原則として、当該ぼた山崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの
2. 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの
又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
4. 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
5. 貯水量30,000m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
6. 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
7. 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であって当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

沿 革

- ・昭和27年度より実施
- ・昭和47年度より実施(沖縄)
- ・平成2年度に採択基準の改正
- ・平成18年に採択基準の改正
- ・平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行
- ・平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行
- ・令和元年度に採択基準の改正
- ・令和2年度に採択基準の改正

国費率 【溪流にかかる分】	
1/2	内地・北海道
8/10	沖縄
2/3	奄美

国費率 【その他の分】	
1/2	内地・北海道
6/10	沖縄
—	奄美



倉石地区(徳島県三好市井川町)

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

＜空き家対策基本事業＞

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

＜空き家対策附帯事業＞

- 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
(行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等)

＜空き家対策関連事業＞

- 空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

＜空き家対策促進事業＞

- 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

＜空き家対策モデル事業＞

- 調査検討等支援事業（ソフト）
(創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援)
- 改修工事等支援事業（ハード）
(創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援)

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

＜補助率＞

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

- 二地域居住の促進に向けて、二地域居住者と地域を繋ぐコーディネーターの役割を果たす中間支援組織の育成・確保を図るとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けたモデル的な取組を支援する。併せて、官民連携の核となる官民共創のプラットフォームの機能強化や、二地域居住を含む関係人口の実態把握のための調査を進める。

※骨太方針2025（抜粋）

- ・地域との関わり方等に応じて関係人口の類型化を行い、それぞれの類型に応じて、二地域居住等の推進や若者・女性の地域交流の促進、ふるさと納税の活用といった施策を展開する。
- ・関係人口の拡大や二地域居住の促進に向け、ふるさと住民登録制度の創設、第2のふるさとづくり・ワーケーション推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。

二地域居住の促進に向けた支援の内容

特定居住支援法人によるマッチングの支援

二地域居住を希望・実行する者と地域の人材ニーズとのマッチングや、空き家を活用した住環境の提供等を行う人材・組織の育成・確保を図る。この際、広域型と地域密着型の両類型に対応し、それぞれの特性に応じた柔軟な取組を支援する。

＜取組の内容例＞

- 「広域」：都市部の二地域居住者ニーズと受入地域側ニーズのマッチングイベント、Webシステム整備等
- 「地域密着」：受入地域内のニーズ整理や調整のためのコミュニティ接続イベント、コンシェルジュ機能強化等



二地域居住の促進に向けた先導的な施策の実装

二地域居住促進のための中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

＜取組の内容例＞

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク



空き家の改修（お試し居住施設）



コワーキングスペース

関係人口の拡大・深化に関する調査・検討

関係人口の実態を把握し、地域別関係人口数等のデータやインパクト測定事例を示す調査を支援する。

＜取組の内容例＞

- 全国を対象に関係人口のサンプル調査を実施し、自治体単位で類型別（直接寄与型・就労型等）の特徴を整理した上でデータを広く公開する。
- また全国値は、R5年度調査からの変化を分析・評価 等

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策

二地域居住を促進する官民共創を加速・恒常化するため、プラットフォームの更なる機能強化を図る。地方公共団体と民間事業者等のマッチング、事例の共有、具体的課題に対する協議の場の設置などの運営を支援する。

二地域居住を通じて地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域が活性化

事業目的・背景・課題

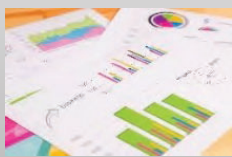
- 外国人延べ宿泊者数の約7割が三大都市圏に集中しており、地方誘客を進め、地方部における地域周遊や長期滞在を促進していくことが重要である。また、人口減少下の国内交流拡大の重要性を踏まえれば、国民の観光旅行の滞在の長期化を図っていくことも重要である。
- かかる状況を踏まえ、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、持続可能なあり方で国内外旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、地域が一体となつて行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした①～⑤の取組を支援。

①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

②滞在コンテンツの企画開発

独自の観光資源を活用した地域を周遊する滞在コンテンツの造成を支援。



滞在コンテンツの造成

③周遊環境整備

人材育成のための取組や情報提供・案内システムの整備等を支援。



ガイド育成

④旅行商品流通環境整備

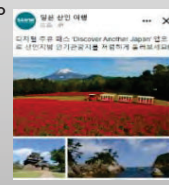
旅行商品の国内外OTA※1への掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



SNSを活用した魅力発信

事業スキーム

- ・事業形態：直接補助事業
(補助率①：定額(上限1,000万円) ②～⑤：事業費の1/2等)
- ・事業期間：平成30年度～
- ・補助対象：登録DMO等

※1 Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

※2 ロングストーリーツアー(7日間以上にわたり、ツアー全体で設定されたストーリーに沿って、全行程にガイドが付き添う形で地域のコンテンツを巡りながら、旅行者が新たな気づきや感動を得ることを目的とするツアー)を含む。

事業イメージ



旅行者の地域周遊の促進



ストーリー：サムライの繁栄と衰退の物語から、武士や日本の精神文化に触れ、自身に繋がる学びを得る

地域を跨ぐ長期滞在の促進(※2)

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、**新たな交流市場の創出**が重要。
- 地域との交流による来訪や、地域運営への参画等の関係人口化を通して反復継続した来訪を創出する「第2のふるさとづくり」**を、個人および企業の2方向で促進し、国内交流需要の拡大を図る。

事業内容

①個人版第2のふるさとづくりモデル

○人と地域との交流を通じて、来訪者が地域に来訪し**今後も地域と関わるきっかけとなる**とともに、**継続して来訪する仕組みの構築に向けたモデルを造成**する。事業の持続可能性について実証を行い、取組時に生じる課題に対する解決法を共有することでより取組地域の拡大を図る。

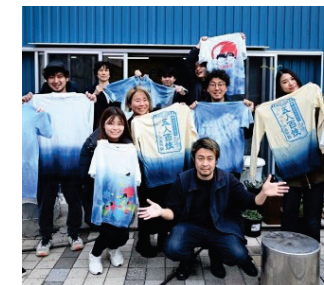
②企業版第2のふるさとづくりモデル

○企業と地域の結びつきを強固にし、「企業の関係人口化」に向けて、地域課題の解決による地域活性化など、**企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶ**とともに、**継続して来訪する仕組みの構築に向けたモデルを造成**する。

事業スキーム

事業形態：調査事業等
請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者 等
事業期間：令和4年度～

事業イメージ



個人版第2のふるさとづくりモデル イメージ



企業版第2のふるさとづくりモデル イメージ

指定管理鳥獣対策事業費



【令和8年度要求額 3,700百万円+事項要求（200百万円）】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・指定管理鳥獣の保護・管理強化するため、専門人材の育成・配置や緊急銃猟実施体制の構築を支援する。
- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

(1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- ①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成 【既存メニューと統合、拡充】
- ②指定管理鳥獣管理専門人材の配置（都道府県での専門人材雇用） 【新規】
- ③緊急銃猟実施対応実務者の育成（市町村職員や銃猟実施者への研修会等） 【新規】
- ④緊急銃猟実施対応実務者の配置（市町村での専門人材雇用） 【新規】
- ⑤危険鳥獣出没時の体制構築（出没対応訓練等） 【既存メニューを拡充】

(2) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定等 ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進 ④ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
- ⑤ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

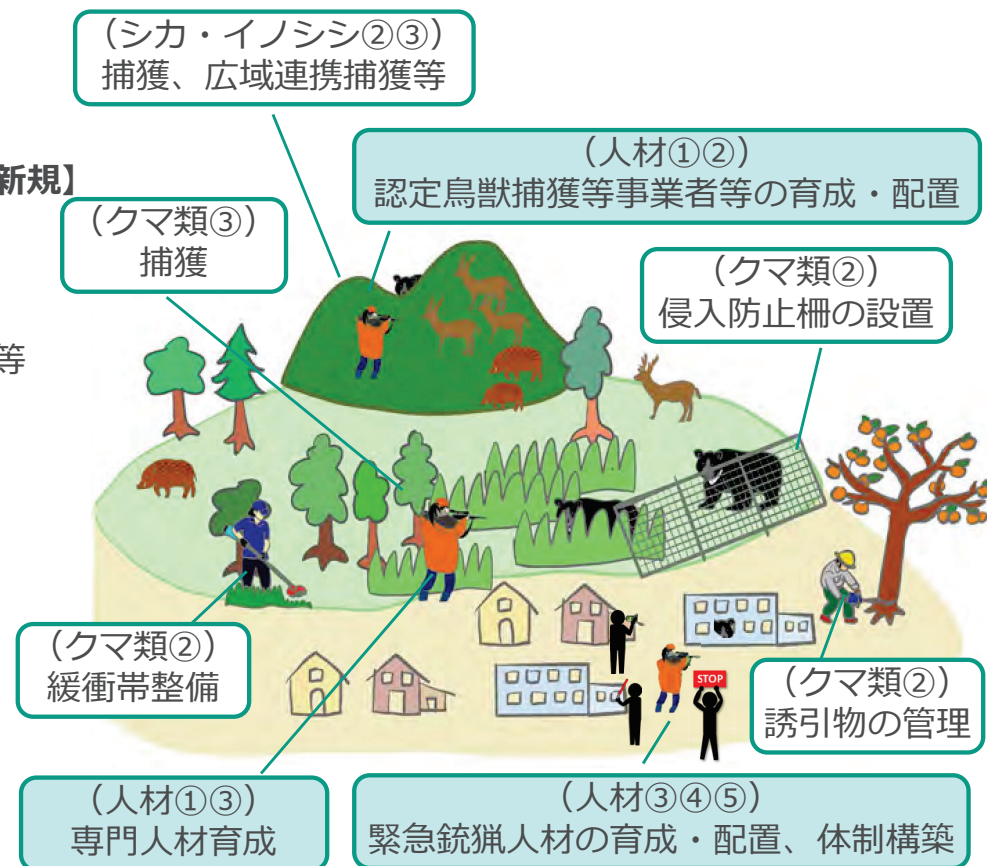
(3) クマ類総合対策事業

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等） ③クマ類の捕獲等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率 1 / 2、2 / 3、定額）
- 交付対象 都道府県（一部市町村への間接補助）、協議会
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

国立公園等利用等推進事業費 (6)エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業



【令和8年度要求額 60百万円（20百万円）】

持続的かつ魅力的な地域作りに向け、エコツーリズム推進協議会による全体構想策定や資源調査等のエコツーリズム推進の取組を支援します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を交付金で支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、定額）
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成



- ・魅力的なツアープログラムづくり（安全管理、環境への配慮含む）

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府地方創生推進室）

8年度概算要求額 **2,373.7億円**【うち要望額373.7億円】
（7年度予算額 2,000.0億円）

事業概要・目的

- 「地方こそ成長の主角」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体（産官学金労官など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。
- 地方公共団体の自主性と創意工夫を後押しし、申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- 小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

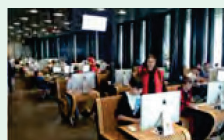
事業イメージ・具体例

○対象事業

第2世代交付金

地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施
（ソフト・ハードの一体的支援）



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
（分野横断的な支援）



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



国の伴走支援の強化



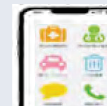
デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決
や魅力向上に資する取組を支援。

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に改善する
ため、地方公共団体の先進的な防災の
取組を支援。

地域産業構造転換インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に
必要となる関連インフラの整備を支援。

資金の流れ



交付金



都道府県
市区町村

※地方財政措置については検討中。

※上記事業のうち、公共事業関係費予算は、各省庁への予算移替がある。

期待される効果

- 地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。